

自動車・同付属品製造業における激突災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	18～19	被災者は、出勤のため構内移動用のバスに乗車していた際、バスが幹線道路脇のH鋼支柱に衝突し、その衝撃で首及び右頬をぶつけ被災した。	36	10000～
3	7～8	製造工場1階ロボット溶接作業場において、金属小物部品の溶接工程を終え、作業台から小箱に移すため振り向きざまに、左手甲部分を作業スイッチボックス角にぶつけ怪我をした。	60	100～299
3	13～14	管理コーナーに戻る時、工場内通路歩行帯を歩行中、右足を捻った。その際に右足に体重が乗り、右足小指へ負担がかかり、右足第5中骨基部骨折となった。	48	1000～9999
3	4～5	就業メンテナンスの為、ブース内に行こうと前者に続き通行した時、ロストルが何らかの理由で外れ、ロストルの角がすねに当たり負傷した。	33	1000～9999
4	23～24	事務所内工場内にて製品を梱包する際に、ビニールを被せようとして振り上げた際に、胸部を製品容器にぶつけ肋骨を骨折した。	54	1000～9999
4	0～1	作業場で待機後、作業を再開する為に動いた瞬間につまずき、顔をキャリアにセットしていた治具にぶつけ、眉毛と目の間を切創した。	52	100～299
4	10～11	製品用の重量計測器の上から降りようとした際に履いていた靴がずれ、誤って体のバランスを崩し、全体重をかける形で左足の側部を地面に打ちつけた。	37	10～29
5	18～19	ドライグループ長物加工にて、次の工程にてハイプラを付ける作業をし易くするために、長物（資材）を横に90度片手で回転させて長物の角と角を合わせる作業を行っていた。角を合わせるために長物を手前に両手で引き寄せた際に、	39	1000～

		角と落下防止用のポールの間に右手中指を挟んだ。		9999
6	16~ 17	地区外梱作業を本工場に移設する為、旧Fラインエリアを解体しており、それに伴って消火器が置いてある場所の「責任者表示」を剥がす作業をしていた。1ヶ所を剥がし終わったので、次の表示を剥がす剥がすため歩いて移動していた時、床面の段差に気付かず、左足つま先が段差に引っ掛かり、左ひざを床についた時に受傷した。	57	1000 ~ 9999
7	8~9	工場の構内を通勤のため歩道を歩いていた。職場に向かうため右に曲がろうと歩道の傾斜部分（コンクリート部）に左足が着地した際、左足を捻り骨折した。	49	1000 ~ 9999
7	0~1	休憩時間にたばこを吸うために改善場に入り休憩した。休憩が終わり電灯を消して出ようとした時、常設して有る溶接定盤に左足をぶつけ切創した。その時、監督者に報告せず、ばんそうこうで処置をして帰宅。後日出社時に足を引きずっていたので確認した所、上記の事がわかった。自己の処置が悪く悪化して化膿した。	61	50~ 99
7	0~1	フォークリフトの右側から乗ろうとしたとき、左足を踏み外してしまい、左膝を強打し負傷した。	47	500~ 999
7	13~ 14	作業場所で、ピッキングの荷揃え作業で製品を運搬し、次の行動に移ろうとしたときに、パレットからハンドリフトが軽く抜けず、勢いよく引いたため反動が強く、抜けるときに足にハンドリフトが当たってしまった。	59	500~ 999
9	4~5	第二工場鑄造ライン（4VI）にて、被害者に両頭グラインダーを使用、自動車部品?チューブディファレンシャルの張取り加工を行う為?を両手で保持、まず砥石とその?との張取り位置姿合わせをワークレストから浮かした状態で行っていたが、この作業中、誤って?が砥石に接触した時砥石が回転中であった為その回転力で?は下方方向に振じられながらワークレストに強く突きあたった際?を保持していた両手中、左母指末節部を間に挟み負傷したものである。	57	10~ 29
10	14~ 15	2人1組のペアで自動車ガラス（縦1m横1.5m10kg）を持ち上げる作業中、いつもと違うペアと作業をしていたが、スピードが違った為、ガラスを取り出す際	50	10~ 29

		に誤って指をぶつけてしまった。		
11	23～ 24	装置点検作業のために踏み台に左足から上がろうとした際、躓き、左足の脛部を踏み台にぶつけて受傷した。後日、再診を受けたが、傷口が塞がっておらず、手術を行い縫合を実施した。	54	500～ 999
11	10～ 11	製品を第3工場から第1工場へ取りに行く為にシャッターを開け、台車に製品を積み、第3工場へ戻ろうとしたところ、他の者がミストの流れを防ごうとシャッターを途中まで降ろしたが、自分が開けた高さより下がっている事に気付かず通過しようとした為、シャッターのへりに前頭部をぶつけ、負傷したものである。	55	50～ 99
11	11～ 12	本社工場から、4tトラックでポリ容器及び材料鍛造を運搬し、工場においてフォークリフトで荷降ろし作業を行っていた。その際、ギアをバックに入れた状態でパーキングブレーキをせず下車したため、フォークリフトが後退し始めた。被災者は慌ててパーキングブレーキをするかギアをニュートラルにしようとフォークリフトに飛び乗ろうとしたため、上半身はフォークリフト内に入ったが、その際、手がハンドルに触れたため、フォークリフトが曲がり、下半身が産廃用バケットにあたり、遮られる形となったため、腹部がフォークリフトのダッシュボード部で押される形となり、外傷性肝損傷及び腸間膜損傷を負った。	64	100～ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html